



発行 高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日 毎週2回  
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
高知女子大学学則の一部を改正する規則	1
高知短期大学学則の一部を改正する規則	1
水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
豚の流行性脳炎の発生 (畜産課)	2
保安林の解除 (森林整備課)	2
告示(漁業災害補償法による区域及び区分の定め)の一部改正 (水産経営指導課)	2
公 告	
特定非営利活動法人の設立認証の申請 (男女共同参画・NPO課)	2
8・8 掲示	
特定非営利活動法人の定款変更認証の申請(2件) ( " )	2
"	
都市計画の変更の案の縦覧(2件) (都市計画課)	3
開発行為に関する工事の完了(2件) ( " )	3
都市計画事業の施行 (都市整備課)	4
高知県選挙管理委員会告示	
政治団体設立の届出	4
政治団体異動の届出	4
政治団体解散の届出	5
資金管理団体指定の取消しの届出	5
告示(政治活動のため寄附を受け、又は支出することができない政治団体)の訂正	5
-----	
規 則	
-----	
高知女子大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年8月19日	
高知県知事 橋本 大二郎	
高知県規則第116号	
高知女子大学学則の一部を改正する規則	
高知女子大学学則(昭和31年高知県規則第18号)の一部を次の	

ように改正する。  
第5条の表中

	80人
	80人
	80人
	320人
4人	168人
3人	126人
7人	854人

2人	84人
	80人
2人	84人
5人	330人
4人	168人
3人	126人
16人	872人

「 を に改める。

第7条第7号を次のように改める。  
(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

第10条第1項中「本学の」を「本学の生活科学部生活デザイン学科若しくは環境理学科、文化学部文化学科、」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)」を「規則」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。  
(6) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。次号において「規則」という。)第70条の7第2項に規定する者

第15条第1項中「他の大学」を「他の大学等」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の表の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

~~~~~

高知短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成17年8月19日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第117号  
高知短期大学学則の一部を改正する規則  
高知短期大学学則(昭和31年高知県規則第19号)の一部を次のように改正する。  
第6条第7号を次のように改める。

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

第38条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。  
(5) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条第2項第5号に規定する者

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成17年8月19日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第118号  
水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則  
水産業協同組合法施行細則(昭和27年高知県規則第1号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「第86条第3項」を「第86条第4項」に改める。  
第3条(見出しを含む。)中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。  
第4条の見出し中「監事」を「監事等」に改め、同条中「第47条の4」を「第47条の4第1項」に改め、同条に次の1項を加える。  
2 前項の規定は、法第34条の2第3項の経営管理委員を置く組合において、法第47条の4第2項(法第52条第6項の規定により総代会に準用する場合を含む。)(法第92条第3項及び第100条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により、理事が総会又は総代会の招集を通知したときに準用する。  
第5条第5号中「第11条第1項第3号、第5号若しくは第8号の2」を「第11条第1項第5号、第7号若しくは第11号」に改める。  
第7条第1項第1号中「役員」を「役員(法第34条の2第3項の経営管理委員を置く組合にあっては、理事を除く。次条において同じ。)」に改める。  
第8条第1項第2号中「第34条第9項」を「第34条第10項」に改める。  
第13条中「第11条の3」を「第11条の4」に改める。  
第14条の見出しを「(資源管理規程等の認可申請)」に改め、同条第1項中「第11条の3第1項(法第92条第1項、第96条第1項又は第100条第1項において準用する場合を含む。)、第15条の2第1項(法第92条第1項において準用する場合を含む。))又は第15条の3第1項(法第96条第1項又は第100条の6第1項におい

で準用する場合を含む。)の規定により信用事業規程、資源管理規程又は共済規程(以下この条において「信用事業規程等」を「第11条の2第1項(法第92条第1項において準用する場合を含む。)、第11条の4第1項(法第92条第1項、第96条第1項又は第100条第1項において準用する場合を含む。))又は第15条の2第1項(法第96条第1項又は第100条の6第1項において準用する場合を含む。))の規定により、資源管理規程、信用事業規程又は共済規程(以下この条において「資源管理規程等」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 資源管理規程等

第14条第1項第3号中「第1条の5第1項第3号」を「第5条第1項第3号」に改め、同条第2項中「第11条の3第3項(法第92条第1項、第96条第1項又は第100条第1項において準用する場合を含む。)、第15条の2第1項(法第92条第1項において準用する場合を含む。))の変更又は第15条の3第2項(法第96条第1項又は第100条の6第1項において準用する場合を含む。))の規定により信用事業規程等の変更又は廃止」を「第11条の2第1項(法第92条第1項において準用する場合を含む。))の規定による資源管理規程の変更又は法第11条の4第3項(法第92条第1項、第96条第1項又は第100条第1項において準用する場合を含む。))若しくは第15条の2第2項(法第96条第1項又は第100条の6第1項において準用する場合を含む。))の規定による信用事業規程若しくは共済規程の変更若しくは廃止」に改め、同項第3号及び第4号中「信用事業規程等」を「資源管理規程等」に改め、同項第5号中「第1条の5第1項第3号」を「第5条第1項第3号」に改める。

第15条及び第16条中「第86条第4項」を「第86条第5項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分及び第6号中「第86条第4項」を「第86条第5項」に改め、同条第2項第1号中「第86条第4項」を「第86条第5項」に改め、同項第2号中「第86条第4項」を「第86条第5項」に、「第34条第9項本文」を「第34条第10項本文」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第585号

豚の流行性脳炎が発生したので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第4項の規定により次のとおり告示する。  
平成17年8月19日

高知県知事 橋本 大二郎

患畜

発生頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日	処 置
2頭	四万十市	平成17年7月15日	回復

高知県告示第586号

次の保安林を解除したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。  
平成17年8月19日

高知県知事 橋本 大二郎

- 解除に係る保安林の所在場所  
幡多郡大月町柏島字東大戸山697の11・697の12(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、697の13
- 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を高知県農林水産部森林局森林整備課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第587号

昭和49年10月高知県告示第523号(漁業災害補償法による区域及び区分の定め)の一部を次のように改正する。  
平成17年8月19日

高知県知事 橋本 大二郎

- 小型漁船漁業の表中  
「赤岡町」 赤岡町漁業協同組合の地区」を  
「香南赤岡町」 香南漁業協同組合の地区のうち  
旧赤岡町漁業協同組合の地区」に、  
「吉川村」 吉川村漁業協同組合の地区」を  
「香南吉川村」 香南漁業協同組合の地区のうち  
旧吉川村漁業協同組合の地区」に改める。
- 小型漁船漁業以外の漁業の表中  
「赤岡町」 赤岡町漁業協同組合の地区」を  
「香南赤岡町」 香南漁業協同組合の地区のうち  
旧赤岡町漁業協同組合の地区」に、  
「吉川村加入区」 吉川村漁業協同組合の地区  
小型機船船びき網漁業」を  
香南吉川村」 香南漁業協同組合の地区のうち  
小型機船船びき網漁業」に改める。  
旧吉川村漁業協同組合の地区」

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったの

で、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成17年8月5日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成17年8月8日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年8月5日	特定非営利活動法人 れいほく活性化機構	筒井 啓一郎	長岡郡 本山町 本山 995番地	この法人は、中山間地域が抱える様々な課題に対して新しい地域づくりのあり方を調査・研究するとともに、環境、産業、福祉、防災、情報化など様々な分野において広域的な活動を行い、吉野川流域の住民及び各種機関と連携しながら、地域の発展及び公益の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成17年8月5日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成17年8月8日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

| 申請のあった年月日 | 定款変更に係る特定非営利活動法人 |        |            |            |
|-----------|------------------|--------|------------|------------|
|           | 名称               | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|           |                  |        |            |            |

|               |                                                      |           |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------|------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成17年<br>8月5日 | 特定非<br>営利活<br>動法人<br>まある<br>い心ち<br>ゃれん<br>じどの<br>応援団 | 吉川 清<br>志 | 地<br>高知市<br>本町三<br>丁目6<br>番15号 | この法人は、障害者<br>が親亡き後も少しで<br>も安心して暮らせる<br>仕組みづくりをめざ<br>して、障害児・者と<br>その家族・地域住民<br>(以下「障害児・者<br>等」という)にかか<br>わる相談活動、調査<br>・研究活動、教育・<br>研修活動、情報提供<br>活動、交流活動、文<br>化・芸術活動、小規<br>模作業所設置など、<br>就労・生活・介護へ<br>の支援に関する事業<br>を行うことにより、<br>障害児・者等の福祉<br>・教育・医療・保健<br>の増進を図り、もっ<br>て社会福祉に寄与す<br>ることを目的とす<br>る。 |
|---------------|------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成17年8月5日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成17年8月8日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

| 申請のあ<br>った年月<br>日 | 定款変更に係る特定非営利活動法人 |            |                    |            |
|-------------------|------------------|------------|--------------------|------------|
|                   | 名称               | 代表者の<br>氏名 | 主たる<br>事務所の所在<br>地 | 定款に記載された目的 |
| 平成17年             | 特定非              | 前田 平       | 土佐清                | この法人は、地域の  |

|      |                                |                   |                                                                                                                                                                                                                         |
|------|--------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8月5日 | 営利活<br>動法人<br>NPO<br>とさし<br>みず | 水市寿<br>町11番<br>1号 | 人々に対して優れた<br>芸術、文化に接する<br>機会を提供すること<br>により、市民の心の<br>ゆとりを育み、芸術<br>・文化から生まれる<br>感動を共有し、芸術<br>・文化に対する意識<br>を高め、人材育成を<br>進めながら「芸術・<br>文化のまち・土佐清<br>水市」をめざし、市<br>民主導を基本に多彩<br>な交流を促進し、感<br>性豊かな人間形成の<br>育成に寄与すること<br>を目的とする。 |
|------|--------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成17年8月19日

高知県知事 橋本 大二郎

- 都市計画の種類  
高知広域都市計画道路(3・2・4号能茶山春野線)
- 都市計画を変更する土地の区域  
追加する部分  
吾川郡春野町森山字川久保前の一部  
変更する部分  
吾川郡春野町弘岡上字才川岸森山境、羽根及び才川岸の各一部  
同町森山字渡り上り及び西川岸の各一部  
削除する部分  
吾川郡春野町弘岡上字小久保前の一部
- 都市計画の案の縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び春野町役場
- 縦覧期間  
平成17年8月19日から同年9月2日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成17年8月19日

高知県知事 橋本 大二郎

- 都市計画の種類  
土佐都市計画道路(3・2・5号土佐中央線)
- 都市計画を変更する土地の区域  
追加する部分  
土佐市高岡町字嶋ノ前及び淵岩の各一部  
同市蓮池字江渡屋舗、内淵岩及び興七川の各一部  
変更する部分  
土佐市中島字東土居地先、西土居地先、東土居、西土居、柳ヶ内、南是吉及びび是吉の各一部  
同市高岡町字中島大境、東新畠、東龍雲、中龍雲、西鶴若、亦四郎畑、東出来地、西出来地、芝、東芝、西芝、北芝、二ガキ、砂畑、東笠木、角力場、蔭津、東京間、京間前、南京間、京間、北京間、摺木、西ノ裏、北摺木、白石、白石土居、野田南ノ丁、光長、岡ノ下、岡、天神、三島、廿日田、御所ノ内、島ノ後及び藤並の各一部

同市蓮池字本ノ丸、若宮ノ前、西門、島ノ前、西ノ麓、池ノ尻、水押、渡シ上り、島畠、大野城、竹ノ下及び舟底の各一部

- 削除する部分  
土佐市高岡町字、上川懸、島ノ前及び淵岩の各一部  
同市蓮池字江戸屋敷、内淵岩及び西ノ島の各一部

- 都市計画の案の縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び土佐市役所
- 縦覧期間  
平成17年8月19日から同年9月2日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成17年8月19日

高知県知事 橋本 大二郎

| 許可番号                        | 開発区域に含まれる地域の名称    | 開発許可を受けた者の住所及び氏名            |
|-----------------------------|-------------------|-----------------------------|
| 平成17年6月<br>23日<br>17高都計第127 | 南国市篠原字狭間114<br>ほか | 須崎市大間東町4<br>-25<br>株式会社フタガミ |

|   |                 |
|---|-----------------|
| 号 | 代表取締役 二<br>神 昌彦 |
|---|-----------------|

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成17年8月19日

高知県知事 橋本 大二郎

| 許可番号                     | 開発区域に含まれる地域の名称  | 開発許可を受けた者の住所及び氏名   |
|--------------------------|-----------------|--------------------|
| 平成17年7月15日<br>17高都計第175号 | 南国市篠原字狭間111-1ほか | 南国市篠原1161<br>橋田 倫世 |

都市計画事業を次のとおり施行するので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により公告する。

平成17年8月19日

高知県知事 橋本 大二郎

- 都市計画事業の種類及び名称  
高知広域都市計画公園事業（6・6・401号 春野総合運動公園）
- 施行者の名称  
高知県
- 事務所の所在地  
吾川郡いの町1381 高知県の土木事務所
- 事業地の所在  
(1) 収用の部分  
平成4年建設省告示第1456号、平成5年建設省告示第2374号、平成8年建設省告示第993号、平成11年建設省告示第7号、平成12年建設省告示第1691号及び平成12年建設省告示第2532号の事業地のうち春野町芳原字西ノ谷、字東所谷及び字東飛山山地内において事業地を変更する。  
(2) 使用の部分  
変更なし

-----  
選挙管理委員会  
告 示  
-----

高知県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成17年8月19日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

政党

| 名称          | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日   |
|-------------|-------|---------|------------|---------|
| 自由民主党高知市南支部 | 大久保 清 | 谷 巧     | 高知市池241    | 平17・7・4 |

その他の政治団体

| 名称       | 代表者氏名  | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日    |
|----------|--------|---------|----------------|----------|
| 山本しげお後援会 | 間城 日出男 | 百田 有二   | 香美郡香我美町徳王子1426 | 平17・7・6  |
| 小松ちえ子後援会 | 小松 知恵子 | 田中 寛一   | 安芸市川北乙5293-7   | 平17・7・7  |
| 青木茂後援会   | 山中 重治  | 平松 順    | 高岡郡佐川町加茂3341   | 平17・7・14 |
| 川島昭代司後援会 | 西岡 正道  | 川田 吉弘   | 高岡郡中土佐町久礼6280  | 平17・7・21 |
| 西内はるみ後援会 | 中山 勝道  | 公家 道博   | 香美郡夜須町西山771-1  | 平17・7・26 |

高知県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成17年8月19日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

政党

| 区分  | 名称             | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日    |
|-----|----------------|-------|---------|----------------|----------|
| 異動前 | 自由民主党高知市潮江支部   | 今橋 幸雄 | 異動なし    | 高知市百石町1-9-23   | 平17・7・5  |
| 異動後 |                | 島崎 伸一 |         | 高知市土居町4-13     |          |
| 異動前 | 自由民主党高知県看護連盟支部 | 異動なし  | 異動なし    | 異動なし           | 平17・7・15 |
| 異動後 | 自由民主党高知県看護連盟   |       |         |                |          |
| 異動前 | 自由民主党窪川町支部     | 西宮 正衛 | 藤崎 豊之   | 異動なし           | 平17・7・20 |
| 異動後 |                | 武石 利彦 | 芝野 展子   |                |          |
| 異動前 | 自由民主党吉川村支部     | 竹内 功  | 異動なし    | 香美郡吉川村吉原1981-1 | 平17・7・25 |
| 異動後 |                | 岡本 嘉子 |         | 香美郡吉川村吉原1054   |          |
| 異動前 | 自由民主党窪川町支部     | 異動なし  | 異動なし    | 高岡郡窪川町本町5-1    | 平17・7・28 |
| 異動後 |                |       |         | 高岡郡窪川町本町       |          |

7 - 13

その他の政治団体

| 区分  | 名 称         | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日    |
|-----|-------------|-------|---------|------------|----------|
| 異動前 | 高知ビルメンテナン   | 中村 哲  | 森本 勉正   | 異動なし       | 平17・7・5  |
| 異動後 | ス政治連盟       | 前田 文雄 | 北岡 厚生   |            |          |
| 異動前 | 大方町商工政治連盟   | 浜田 明  | 浜田 明    | 異動なし       | 平17・7・8  |
| 異動後 |             | 小永 正裕 | 小永 正裕   |            |          |
| 異動前 | 日本看護連盟高知県支部 | 異動なし  | 異動なし    | 異動なし       | 平17・7・15 |
| 異動後 | 高知県看護連盟     |       |         |            |          |
| 異動前 | 箭野信敏後援会     | 異動なし  | 箭野 正昭   | 異動なし       | 平17・7・19 |
| 異動後 |             |       | 箭野 京子   |            |          |
| 異動前 | 面村伸一郎後援会    | 井澤 幸男 | 久保 真一   | 異動なし       | 平17・7・22 |
| 異動後 |             | 久保 真一 | 西村 和興   |            |          |

高知県選挙管理委員会告示第66号  
 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。  
 平成17年8月19日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜  
 その他の政治団体

| 名 称        | 主たる事務所の所在地     | 代表者氏名  | 政治団体でなくなった理由 | 届出年月日    |
|------------|----------------|--------|--------------|----------|
| 面村伸一郎政治研究会 | 土佐清水市浦尻21 - 19 | 面村 伸一郎 | 解散           | 平17・7・15 |

高知県選挙管理委員会告示第67号  
 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。  
 平成17年8月19日  
 高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜  
 資金管理団体

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類  | 名 称        | 主たる事務所の所在地     | 代表者氏名  | 資金管理団体でなくなった旨の届出年月日 |
|-----------|--------|------------|----------------|--------|---------------------|
| 面村 伸一郎    | 土佐清水市長 | 面村伸一郎政治研究会 | 土佐清水市浦尻21 - 19 | 面村 伸一郎 | 平17・7・15            |

高知県選挙管理委員会告示第68号  
 平成17年4月高知県選挙管理委員会告示第36号（政治活動のため寄附を受け、又は支出することができない政治団体）の一部を次のように訂正する。  
 平成17年8月19日  
 高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜  
 その他の政治団体の表中

|           |       |       |           |
|-----------|-------|-------|-----------|
| 活力ある街造りの会 | 宮本 有二 | 寺田 公一 | 宿毛市宿毛1110 |
| 活力ある街造りの会 | 宮本 有二 | 寺田 公一 | 宿毛市宿毛1110 |
|           |       |       | 香美郡香北     |

|         |       |       |              |
|---------|-------|-------|--------------|
| 黒岩直良後援会 | 野島 民雄 | 山本 算義 | 町美良布1017 - 8 |
|---------|-------|-------|--------------|

に、

|         |       |       |            |
|---------|-------|-------|------------|
| 中川洋助後援会 | 中川 洋助 | 中川 彩子 | 安芸市川北甲4459 |
|---------|-------|-------|------------|

を「

|         |       |       |            |
|---------|-------|-------|------------|
| 中川洋助後援会 | 中川 洋助 | 中川 彩子 | 安芸市川北甲4459 |
|---------|-------|-------|------------|

|      |       |       |                   |
|------|-------|-------|-------------------|
| にろう会 | 黒岩 直良 | 山本 算義 | 香美郡香北町美良布1017 - 8 |
|------|-------|-------|-------------------|

に訂正する。